

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月8日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第25-41370-0144号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（改良舗装）
質問事項	
1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	
2. 特記仕様書第10章11の用地取得及び支障物件において、用地確保の一部未了と工事支障物件有が明記され、いずれの見込み時期も令和7年12月下旬となっておりますが、見込み時期より遅れが生じた場合は「工事一時中止に係るガイドライン」に基づいた事務手続きが行われるという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
3. 本工事で施工する側溝からの流末処理は流量計算を基に設計済みという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
4. 特記仕様書第19章ICT活用工事（舗装工）が発注者指定型になっておりますが、設計書ではICT積算が含まれておりませんので協議後決定事項との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
5. 特記仕様書第27章三者協議の対象工事となっておりませんが、受注者の申し出による三者協議は可能という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
6. 工事箇所周辺住民の工事に対する理解及び協力は得られているという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	
7. 施工内訳表頁0-0088 法面工 施工第0-0013号表、第0-0014号表の条件が時間的制約を受けないとなっております。同地域内なので、制約を受けると思われますが、設計書通りでよろしいでしょうか。ご教示願います。	

8. 施工パッケージ内訳表頁 0-0101 現場打ち集水枠・街渠枠（本体）の生コンクリートは、帰還困難区域加算額が含まれていないように見受けられます。帰還困難区域加算対象ではないのでしょうか。ご教示願います。
9. 施工内訳表頁 0-0147 貨物自動車運搬費の運搬中の賃料（損料）は「あり」となっていますが、被運搬建設機械の運搬中賃料又は損料は 0.000 供用日と表記されています。運搬中賃料又は損料は 0 円と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。
10. 採用単価表 コンクリート加算額についてお伺いいたします。県単価帰還困難区域内の加算額最大「1 m³あたり 5,500 円」でよろしいでしょうか。ご教示願います。
11. 週休 2 日の補正率について、特記仕様書では週休 2 日確保モデル工事の月単位にチェック入っておりますが、金抜き設計書の市場単価の施工内訳表には週休二日完全週休 2 日と表記されている箇所がございます。月単位と完全週休 2 日のどちらが正となりますでしょうか。また、月単位の場合の本工事の補正率は次のとおりと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。
労務費：1.02 賃料：1.00 共通仮設費率：1.01 現場管理費率：1.02
12. 当該地区の現道及び町道の路肩部に電力や NTT の電柱及び架線がございますが、移転等に係る協議及び移転時期はどのようにになっておりますでしょうか。ご教示願います。
13. 現道及び町道敷内にライフライン（上水道、下水道管路の各種弁類やマンホール等）が埋設されておりますが、これらの移転等の管理者との協議は行われておりますでしょうか。また、これらに係る条件等はどうなっておりますでしょうか。道路管理者との協議状況やこれらに係る着手可能時期及び施工期間に関する施工条件等について、ご教示願います。（工程計画立案の参考情報としたいため）
14. 当該工事に係る用地の買収・契約状況及び元宅地及び敷内に残っている庭木や植栽等の補償や移転等はどのようにになっておりますでしょうか。ご教示願います。
15. 現道部路床改良時の通行規制について、具体的に明記されておりませんが、仮道及び迂回道路等や緊急時の通行に係る考え方や、現道を全面通行止めにより施工が可能なのかご教示願います。
16. 切土（掘削土砂等）で再利用できない放射線量の高い土砂や再利用が困難な土砂の処分について、特記仕様書に明記されておりませんが、どのように考えておられるのかをご教示願います。

17. 当該工区は全体に渡り除染作業済みである認識でよろしいでしょうか。仮に放射線量が高く、除染作業が必要となった場合には変更の協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。
18. 近傍の除染作業などの影響で、着工できない場合は中止の対象となりますでしょうか。ご教示願います。
19. 支障木の伐木と搬出についてはどなたに行っていただけるのでしょうか。また、これらの施工数量と完了時期の見込みについてご教示願います。

回 答 事 項
1. お見込みのとおりです。
2. お見込みのとおりです。
3. お見込みのとおりです。
4. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
5. お見込みのとおりです。
6. 地元住民への住民説明会は実施済み。協力を得られるとの認識であります。
7. 設計書に間違いはありません。
8. 当該生コンクリート単価には帰還困難区域加算額を含んでおります。
9. 運搬基地が富岡土木事務所 ($L=4.0\text{ km}$) と運搬距離が短いため、数値として標記されないことから0.000供用日となります。金額は単価と数量の積となります。
10. 土木事業単価表をご確認ください。最大額を計上しております。
11. 掲載されています金抜き設計書は、週休2日（月単位）となっております。また、月単位の補正率については、技術管理課ホームページより、福島県土木部週休2日等工事試行要領をご確認してください。
12. 移転に係る協議は済んでおります。移転時期については契約後の協議により決定します。

1. お見込みのとおりです。 |
2. お見込みのとおりです。 |
3. お見込みのとおりです。 |
4. 福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。 |
5. お見込みのとおりです。 |
6. 地元住民への住民説明会は実施済み。協力を得られるとの認識であります。 |
7. 設計書に間違いはありません。 |
8. 当該生コンクリート単価には帰還困難区域加算額を含んでおります。 |
9. 運搬基地が富岡土木事務所 ($L=4.0\text{ km}$) と運搬距離が短いため、数値として標記されないことから0.000供用日となります。金額は単価と数量の積となります。 |
10. 土木事業単価表をご確認ください。最大額を計上しております。 |
11. 掲載されています金抜き設計書は、週休2日（月単位）となっております。また、月単位の補正率については、技術管理課ホームページより、福島県土木部週休2日等工事試行要領をご確認してください。 |
12. 移転に係る協議は済んでおります。移転時期については契約後の協議により決定します。 |

13. ライフラインの管理者との協議は済んでおります。着手可能時期及び施工期間について、契約後の協議により決定します。
14. 補償物件については、補償契約として所有者が対応を行うことを基本としておりますが、帰還困難区域内でもあり、所有者が対応できない場合は、発注者からの協議により進める考えです。なお、樹木根の撤去及び処理に要する費用については、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
15. 片側交互通行での施工を考えております。
16. 放射線量の高い土砂について、工区内に仮置きする考えでおります。運搬に要する費用については、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
17. 除染作業は令和8年1月下旬完了予定であります。なお、追加除染作業が必要となった場合は、速やかに環境省と協議します。
18. 受注者が工事を施工できないと認められるときは、福島県工事請負契約約款第20条に基づく 中止の対象とします。
19. 支障木の伐木と搬出については、土地所有者が対応を行うこととなっており、令和8年1月下旬に完了予定ですが、やむを得ない事情で撤去が必要となった場合は、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。